

「群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準」の一部改正について

令和8年2月

環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 改正の背景及び目的

群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準は、廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準（以下「基準」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進及び廃棄物の適正処理の推進を図り、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的としている。

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、令和3年10月に環境基準値が改正され、令和4年4月から適用された。また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直された。このことを受け、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」が改正され、令和7年3月3日に公布されている。

これらの改正を踏まえ、本基準において、関連する部分及びその他の見直しを要する部分について、改正を行うものである。

2 改正案の概要

（1）排水基準及び地下水基準の改正

水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準に合わせ、改正します。

（2）その他

語句修正や表現の見直し等を行います。

3 施行日

令和8年4月1日（予定）。